

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	長野市 202011
地域名 (地域内農業集落名)	33 中条地区 (五十里区(旧第1区),長井区(旧第2区),長井区(旧第3区),長井区(旧第4区),中条平区(旧第9区),中条中央区(旧第10区),中条平区(旧第11区),中条中央区(旧第12区),青木区(旧第17区),青木区(旧第18区),すめらぎ区(旧第19区),すめらぎ区(旧第20区),奈良井区(旧第21区),奈良井区(旧第22区),日下野東区(旧第5区),日下野東区(旧第6区),日下野区(旧第7区),日下野区(旧第8区),地京原区(旧第13区),地京原区(旧第14区),伊折区(旧第15区),伊折区(旧第16区))

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	269 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	269 ha
② 田の面積	48 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	221 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	31 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)遊休農地面積1ha(うち1号遊休農地1ha、2号遊休農地0ha)
※ ⑤は、長野市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・不在地主による耕作放棄地が増加しており、農地管理の支障となっている。
- ・急峻で狭隘な農地が多く、機械化が進まないため営農の継続が困難である。
- ・野生鳥獣による農作物への被害が拡大している。
- ・区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・自給的農家が多く、自家用の果樹・野菜及び稲作等の耕作により、農地の管理を継続し荒廃化を防ぐ。また、今ある農地を荒らさないため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用しながら維持に努める。
- ・高齢化が進む中で農業の拡大・維持は難しいことから、定年帰農者や半農半X、地区外からの移住促進等、多様な形で担い手を確保しながら農地の荒廃化を防いでいく。
- ・特産品である西山大豆は、拡大が難しいが、現状を維持していくよう地域として取り組んでいく。
- ・少量多品目の有機農業を導入することにより付加価値を高め、収入の安定化を図る。
- ・地域のぶどう部会を中心にぶどう栽培に取り組み、ぶどう栽培の拡大を図ることで、高収益化を図っていく。
- ・中条地区は標高差があり、通常より長い期間山菜を収穫できるという利点を生かし、山菜の販売拡大を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

当面は現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、地域内の農業を担う者を中心に、実情に応じて次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する農業者の受入れを促進することで対応していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	2.0 %	将来の目標とする集積率	35 %
--------	-------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

小規模で自給自足の農家が多く集約化は難しい点があるが、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用しながら現状を維持し、可能な限り集団化と集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて可能な限り進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法 農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び入作を希望する農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。
(3)基盤整備事業への取組 農地の有効活用や機械化による生産効率の向上を図るため、基盤整備された農地を守るとともに、農道や水路等の補修工事を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 定年帰農者や半農半X、地区外からの移住促進等、多様な形で担い手を確保するとともに、営農指導・農地の斡旋・空き家に関する情報の提供等を通じ、定着・育成に繋げる取組を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 該当するサービス無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
○野生鳥獣による被害防止対策の取組方針…① 農地周辺の草刈り、電気柵の設置や鳥獣の誘因の原因となる放置農作物の撤去等といった農業者自身による取組に加え、猟友会による捕獲わなの設置や勢子猟など、野生鳥獣の被害防止対策に取り組む。 ○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩ 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、定年退職者等を中心とした集落営農組織の設立について検討する。 ○特産品の開発と農産物直売所を利用した農産物の有利販売に関する取組方針…⑩ 西山大豆や西山おやきなど、地域を代表する特産品の開発や、農産物直売所(道の駅中条)を利用した有利販売の促進について検討する。 ジビエ加工センターで生産されたジビエと中条産の農産物を組み合わせた加工品の開発について検討する。 ○初期投資負担軽減に関する取組方針…⑩ 農家にとって初期投資負担は重いため、作業の共同化や機械の共有化を進めることで、少ない資金でも農業に参入しやすい環境を作り、新規就農者確保に繋げていく。 ○情報交換の場の設置に関する取組方針…⑩ 農業者や新規参入希望者が、地区内の農業の状況・課題を共有できる情報交換の場の設置を検討する。 ○農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料について…⑩ 原則として金納とされているが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされた場合は、金納に代わり物納(ただし、米に限る)の取扱いができるものとする。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
		水稻、野菜、大豆	1.58 ha	ha	水稻、野菜、大豆	1.58 ha	ha		
		果樹、きのこ	2.52 ha	ha	果樹、きのこ	2.52 ha	ha		
		水稻、雑穀、山菜	1.05 ha	ha	水稻、雑穀、山菜	2.10 ha	ha		
		大豆、野菜	1.80 ha	ha	大豆、野菜	3.50 ha	ha		
		米	0.60 ha	ha	米	1.00 ha	ha		
		リンゴ	1.00 ha	ha	リンゴ	1.50 ha	ha		
		露地野菜、水稻	1.07 ha	ha	野菜	1.50 ha	ha		
		ブドウ	0.30 ha	ha	ブドウ、リンゴ	0.60 ha	ha		
			ha	ha	リンゴ、ブドウ	0.85 ha	ha		
		ブドウ	0.38 ha	ha	ブドウ	0.50 ha	ha		
		ブドウ	1.58 ha	ha	ブドウ	1.58 ha	ha		
		リンゴ、ブドウ	1.15 ha	ha	リンゴ、ブドウ	1.65 ha	ha		
		水稻、野菜、豆ほか	2.70 ha	ha	水稻、野菜、豆ほか	2.70 ha	ha		
			ha	ha	水稻、野菜	0.30 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		15.73 ha	0 ha		21.88 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	なかちゃん	草刈など	全般
2	NPO法人なかじょう	草刈など	全般

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

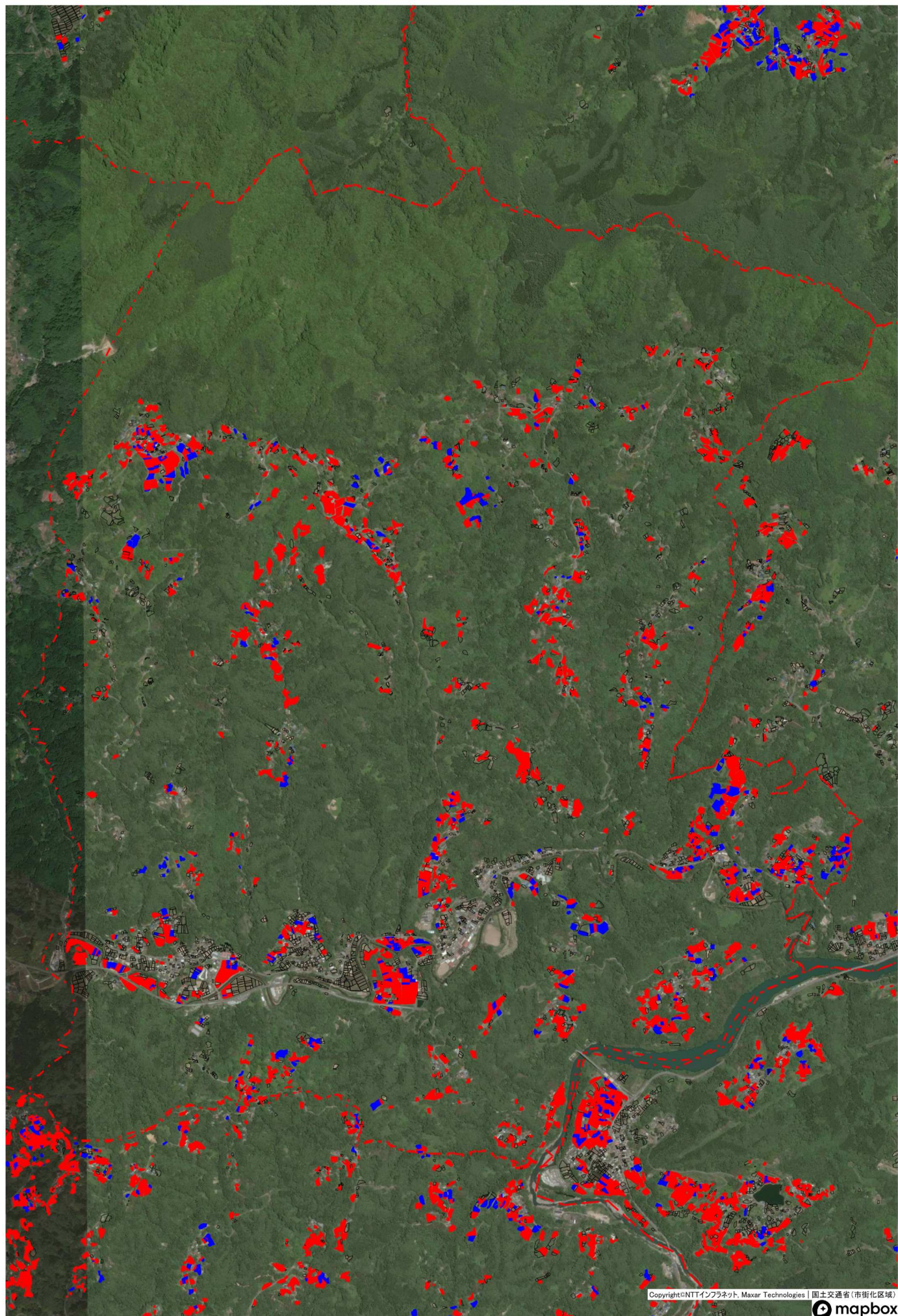
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



青：現耕作者が耕作

赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）